

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年10月3日（月曜日）		
開 会	午前10時45分	閉 会	午前11時38分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長 補 佐 毛利 元 議事係長 中川 真理		
出席説明員	<b>【総務部】</b> 総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 入江 卓司 <b>【総務部 人権政策局】</b> 人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 <b>【危機管理部】</b> 危機管理部長 森山 武		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時45分 開会

### 【総務部】

◆吉野恭介委員長 改めまして、皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案審査を行い、次に請願審査を行いますので、よろしく願いいたします。

まず、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。総務部長、乾でございます。本委員会では、

本日追加提案をさせていただきました、一般会計補正予算（第7号）所管に属する部分を御審議をいただきたいと思います。先ほど、追加提案の提案説明にもございましたが、先月20日に閣議決定された国の緊急経済対策、これに呼応いたしまして、生活に困窮される世帯を対象とした追加支援に要する経費、これを計上するものでございます。詳細は、人権政策局より御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議事に入ります。議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部お願いします。川口センター所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センターの川口でございます。先ほど、部長の御挨拶にもありましたように、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費についてです。資料1の3の3ページになりまして、事業別概要は、その②の7ページになります。これは、ずっと継続してる事業になりますが、社会福祉協議会の特例貸付けを借り切った方で、一定の要件の合う方に支援金を支給をさせていただいてるものです。過日9月16日の委員会において、申請期限が8月末から1か月間延長をされることになったということで、その分について補正をお願いしたところですが、その委員会の際に、さらに12月まで延長されるということになっておりましたので、今後、必要な予算を精査し、報告をさせていただきますというふうに御説明をさせていただいてたところでした。これについての申請期間が、期限が12月まで延長に関わる必要な経費を、本日のこの追加補正の②として提案をさせていただくものです。補正額は2,579万8,000円となっております。内訳といたしましては、扶助費が2,400万円、人件費に関わる経費が138万2,000円、その他の事務的経費が318万円となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 9月16日のときに、大体800万円ぐらいの補正だった、一月延長ということで、今回3か月延長ということなので、その三月分という単純な考え方でいいのかどうかお答えください。

◆吉野恭介委員長 川口支所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。基本的には、失礼しました。中央人権福祉センターの川口でございます。基本的には、今、副委員長さんおっしゃられたように、ベースとなる数字は、1か月分の掛ける3ということがございますが、少し内容的には、余裕を見てるところがございます。それは、これまで申請の御案内をして、もうこの事業は1年以上になりますので、その後の収入が変化したりして、その時点では要件に該当しなかつ

た方が、収入が減って、その後該当になってる可能性もありますので、これまで未申請の方全てに通知をさせていただくということを丁寧にさせていただいておまして、そういった意味では、分母が増える分は、若干申請者が増えて、今後来るかなということを見込んでの数字ということになります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。本当に、これだけいろんなことが長引いて、私も今日、今朝、そこの自販機でお水買おうと思って、110円握り締めて行ったら、130円になって買えなかったんですね。すごく10月1日からいろんなものが、もう最も値上がりするっていうことを言われてて、だから、先ほど言われたように、今までは対象にならなかったけど、もしかしたら対象になる人がやっぱりいるっていうことで、そうやって丁寧にされるということは、私非常に大事なことだと思いますので、本当に一人でも漏れることなく、制度につなげられる人は、つないでいただきたいなと思います。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、請願審査に入ります。質疑に入ります。令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。御意見はありませんか。星見委員。

◆星見健蔵委員 ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。この会計年度任用職員、それから正職、それぞれの方々に対してもありますが、これまで正職の方に対する勤勉手当というものは、地方交付税で賄われてきておるといってお伺いをしたところでもあります。それで、私、そういった状況の中で、処遇改善、それから同一労働同一賃金など、格差是正ということに関しては、私は、引き続き取り組む必要があるということでありまして、何ら反対するものでもないわけでもあります。ただ、この請願書に書かれております、特に2番ですね、各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進に向け、必要な財源の確保について特段の配慮を行うということについて、先ほど、国の地方交付税で全て賄われるようなことであれば、私は、国にしっかりと、会計年度任用職員の処遇改善を図るという意味からも、求めていくということは、私はやっつけばいいというふうに思うわけですが、やはり鳥取とか、やはり財政規模の小さいところというのは、やはり事業を縮小するとか、税金をどこかの部分を引

き上げていくというようなことをやらざるを得んようになるわけですが、規模の小さい自治体ほど、やはり財源の確保という観点からは、一般財源、独自財源では、なかなか賄うことが難しいというふうに思っております。執行部のほうにちょっとお聞きしたいのが、この財源確保について、これまでの正職同様に、その会計年度任用職員の方々にも、地方交付税等と同じように賄うことができるのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 執行部に尋ねるということでありました。河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。先ほど、星見議員から質問された件でございますが、財源の確保ということでございます。現在、会計年度任用職員につきましては、期末手当の部分をお支払いをさせていただいております。これにつきましては、地方交付税の中でしっかり算定をされておりますので、この分は、財源としては手当てができていくということでございます。このたび請願で上がってるものにつきましては、それにプラス、勤勉手当を支給するという要望でございますので、これについても、基本的には、国の交付税の算定の中に、法律改正に併せて入れてもらえるものというふうに考えておられて、それがあれば、財源の確保には大きく前進ができるものというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 今、その答弁をいただきました。そういうことであれば、私は何ら反対するものではないので、賛成ということにさせていただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私も、今星見委員のほうが発言されました意見に、賛同はするものであります。今回の意見書の部分では、特に、その勤勉手当の部分のことが、支給、それから、その財源の部分っていうのが求められてるわけでありまして、たしか、認識が間違っていなければ、国家公務員のほうには、勤勉手当は支給をされているというふうに理解をしておられて、地方公務員のほうには、この短時間の方については支給されてないと、同じ公務員でそういう差があるっていうのは、いかなもんなかっていう認識はありますし、文面にもありますように、これから同一労働同一賃金という観点、これについては、これ、達成をしていく必要があるというふうに思っておりますし、そういう意味からいけば、今の財源の部分につきましても、確認といいますか、執行部のほうの話もお伺いをさせていただきましたし、その辺は、十分な担保、国のほうで担保されるというところの中で、これについては目指していくべきではないのかなというふうに思います。

ただ、ちょっと1点、紹介議員の秋山委員にちょっと1点お伺いしたいですね、この文面の中で、それから、意見書の参考文案も裏面のほうにもあったりするわけですが、請願趣旨のちょうど真ん中よりちょっと下のところに、法律上、期末手当しか支給できないなど、格差が広がるばかりですっていう表現がありまして、この会計年度任用職員、この制度、2020年度からですが、非正規公務員の地位を明確化にすることと、それから、処遇改善というところが目的として導入されたと思って理解しとるわけですが、それで、期末手当も支給ができるような形になったりする中で、ここの格差が広がるばかりだっていう、この表現というのは、

これ、ちょっと教えていただけませんか。私は、十分ではないにしろ、多少格差は縮まってきたものじゃないかなって、私は理解しとるんですけども、格差が広がるばかりで、どんどん広がってるんだっていう、この表現という、ここの文言が、私ちょっと、私の認識が違うのかどうかあれですけども、ここの表現についてちょっと教えていただきたいと思うんです。

◆吉野恭介委員長 秋山委員、どうですか。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。この請願の趣旨及び請願事項で出しています、この2つの手当の支払いができるようにしてほしいという内容でありますので、この法改正によって、1つは支給対象となったけれども、もう一つが対象外となっているということで、その格差が縮めることになっていないと。したがって、片方だけの状態が続くということなればということで、格差が広がるというふうに、私のほうは、そう理解をしたところです。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。これは、執行部のほうはどうですか。実態としてどうなんですかね。

◆秋山智博委員 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 今、その手当のことも言いましたが、それ以外にも、いろんな福利厚生等々の関係でも、有給休暇等含めて、いろんな休暇制度がありますが、そのことも、正職員と、それからこの会計年度任用職員とにおいては、違いといいますか、こう日数等についても短いというふうな、あるいは、休むことができても、正職員は有給状態に対して、会計年度任用職員は無給の状態というふうな内容のもの、そういう内容のものもあったりもしておりますので、そういうこの手当だけではなしに、そういう福利厚生も含めて、全般的に格差が広がっている状態を解消してほしいと、そういう内容も含まれていると思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。ちょっと私のやっぱり認識が不足しとるのかも分かりません。この2020年度に、会計年度任用職員の制度が導入される以前との、正職とのこの比較の部分と、この制度が導入されてからのこの比較っていう部分で、さらにここは広がっていつてるっていうような表現に見えるんですね、ここが。そこっていうのが、私は、多少なりとも縮まってきてるってふうに理解しとったもんでね。だから期末手当等も支払われるようになったりして、この制度そのものも、処遇改善っていうものが1つ目的として導入されとるもんでね、十分ではないにしても、その辺り、少しでも縮まってきているもんだっていう認識でございましたもんで、それが、ここの表現でいくと、広がるばかりだっていうことで、今秋山委員さんがおっしゃられましたけども、そういう部分も含めて、実際広がってるんだっていうので、実際がそうなんであれば、そういうふうな理解するんですけども、そこってどうなんですかね、ちょっと。

◆吉野恭介委員長 この請願の背景の部分で、重要な認識の尋ねと、確認をしたいということでありますので、執行部のほうで、そういった面での情報をお持ちでしたら、提供していただきたいと思えます。塩谷次長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。会計年度任用職員が導入される前は、臨

時職員でありますとか、嘱託社員というような言い方だったと思います。会計年度任用職員前の臨時職員は、フルタイムの臨時職員ということでありましたけども、その当時、期末・勤勉手当ってというのは、支給がなかったわけではなくて、7,500円とか、そういった少ない金額のを定額みたいな形での支給というのが、前の臨時職員の制度でありました。会計年度任用職員になって、正式に期末・勤勉、期末手当というのが、会計年度任用職員には支給されるようになります。これはもう正職と同じ月数になります。これは6か月以上雇われる方で、15.5時間以上働かれる方には、その期末手当が支給されるというふうに、会計年度任用職員になってからは移行しております。なので、臨時職員のときはフルタイムでしたので、給料面でいくと、フルタイムだったので給料は多かったかもしれませんが、期末手当が支給されてなかったもので、年収ベースでいくと、会計年度任用職員になってからのほうが、給料は、年収という意味では増えていると認識しております。なりますので、格差が広がっているというよりは、その当時よりは縮まったのかなという認識ではあります。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい、分かりました。私も、ちょっと今説明があったような形で認識をしておりましたもので、ちょっとこの文章のところについては、ちょっと違和感がありましたもので、これは意見を申してもいいんでしょうか。もし、私は、この請願そのものは、私はもう理解しますし、これでいいというふうに思っておりますが、ただ、その文章の部分について、ここについては、例えば、支給、期末手当しか支給できない、そういう現状があるとかいうような表現のほうで、格差が広がるばかりだという表現は、ちょっとそぐわないんじゃないかなという、その部分がちょっと気になりましたので、ちょっと意見を申し上げました。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか、意見を言っていて結構でございます。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、今、石田委員のほうから言われて、ああ、なるほどなという思いはしました。確かに、やはり格差是正ということについては、それなりに取り組んできておるということは実態だというふうに思っておりますので、今後も、その格差是正に取り組む必要があるとかね、そういう文言になれば、さらに格差是正に取り組む必要があるとか、そういう文言であれば問題ないのかなと。何らそういった対応がなされていないようなことに見られるようなことに見える部分もあるので、そういった文言になれば、一つも問題ないのじゃないかなと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。今の言われているところは、請願趣旨のところ、こういう趣旨で3つの請願事項が上がってきてるので、基本その、3つじゃない。2つですね、今、2つになりました、すみません。2つの請願事項があるので、そもそも、その請願事項がどうなのかなっていうのを、私は基本的にやればいと思って、実際、この結果ね、これをみんな意見書上げましょってなったときの文章のときに、その部分は議論すればいいかなと思います、うん。別に、うん。私、その、広がるばかりです、広がるばかり、何だっけ、すみません。格差は広がるばかりですっていう言い方ね、これ、私もよくするので、全然違和感はなかったんですね、もうしょっちゅう言うから。それは何でかっていうと、さっき言われたように、会計年

度任用職員で、鳥取市の場合は、臨時とか非常勤の人とか、フルタイムだったのが、みんなが短時間になった、私、その会計年度任用職員が導入されるときに、全員短時間にすると、フルタイムの人もいたのに短時間にすると、年収は上がるかもしれないけれども、月収にしたら下がるわけだからってということで反対したんですけどね。これは、決して鳥取市だけのことで請願を上げとるわけではないと私は思ってて、全国的にも、フルタイムであっても、年収が上がるからってということで、月収を抑えてる自治体もあつたりするんですよね。だから、処遇改善って言いながら、実際にできてるところと、そうでない自治体があるので、今回短時間勤務のことですけれども、本当にちょっとでも処遇改善していこうと思ったら、こういう意見を国に上げていくことは本当に大事だし、広がるばかりってところの議論は後ですればいいと思うけど、私は、これ、すごく大事なことだと思うし、財源もセットっていうのは、すごく大事なことだと思いますので、これは賛成です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 賛成討論です。2年前の法改正のときも、最初のときにも、説明でも申し上げましたが、総務省の最初の提案のときには、この2つの手当の支払いができる内容の法案であったんですが、地方3団体から、この財源の裏づけがないということで、地方自治体が自ら支出することが困難だということから、そういう形の法案では困るということで、勤勉手当の支給が見送られておりますので、1番と2番をセットにした、この内容の法改正ができれば、この2つの手当の支払いができますので、ぜひとも、国のほうで法改正に取り組んでいただくことが必要だと思っておりますので、国のほうに上げていただきたいと、こう思います。法改正の案を上げていただきたいと思っております。法改正をしてほしいという旨の内容を上げていただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 賛成討論でした。そのほか討論ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も賛成ということで申し上げたいと思っております。短時間の任用職員にも勤勉手当の支給ができるようにするという点については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善していくということで、国も各自治体の意見を伺いながら取組を進めていくという方針のようでございますので、私は賛成ということにしたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。行政の仕事を見ると、本当にどこの自治体も正職員だけでは回らなくて、本当に会計年度の方をたくさん、本当に一緒に働かないと行政が回らないという現状があるわけですね。そういうことを考えると、たとえ短時間であっても、勤勉手当をしっかりと、私は、国が責任持って財政支援して、そうやって手だてを取って働く環境を整えていくこと、強いて言えば、本当にみんなが正職だったらいいんですけど、でも、本当に、そこ目指してね、処遇改善は国が責任持ってやっていくために、議会のほうから意見書を上げることは、

とっても大事なことだと思いますので、この請願には賛成です。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。賛成討論でした。そのほか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本請願は採択と決定いたしました。

それでは、ここで、執行部は御退席ください。

## 【その他】

### 意見書の提出について

◆吉野恭介委員長 それでは、本請願は意見書を提出する請願ですので、委員会提出議案として、意見書を提出することになります。意見書が請願書、請願者から提出されておりますが、文案、提出先等について、御意見があればお願いします。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。先ほども申しましたですけども、一応、参考文面として案が出されていらっしゃると思います。基本、この文案でいいんだろうと思いますが、先ほど言いましたように、趣旨のところですね、半分ぐらい下の辺りにありました、格差は広がるばかりですっていうところについて、多少、私個人としては、実情とちょっと違う表現、ニュアンスになってるのかなというふうに思いますので、ここについては、先ほど申し上げましたように、そういう支給ができない、そういう現状があるとかというような内容なもので、私は修正といいますか、変更していただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。今、石田委員から出ましたことについては、はい、柔軟な表現でいいと思いますので、どなたかも言っていたと思いますが、この期末手当しか支給できない状態にあるので、格差是正が必要と思うと、格差是正に努めないけんと、そういうふうな柔軟な内容にさせていただいてはいいなと思っております。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、引き続き、格差是正に取り組む必要があるというようなことの文言を入れて書いていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 皆さんから御意見頂きましたけど、そのほか大丈夫ですか。どうですか、いいですか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 いいです。何だっけ、支給できない現状があり、引き続き格差是正に取り組む必要があるとあっていうね、そういう、両方入れていただけたらいいと思います、はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

委員会提出議案の案の準備を、事務局にこれからさせますので、しばらく。はい、事務局。



○中川真理市議会事務局議事係長 はい。今のやり取りの中で、ちょっとこちらのほうから確認と、事務局のほうで、この意見書の中で、文言で一部修正を加えさせていただきたいところの報告をさせていただきたいと思います。まず、タイトルのほうなんですけれども、会計年度任用職員の処遇改善に向けたと、今、平仮名で表記がございますが、ここを漢字に直させていただきたいと思います。それから、文書、上から4段目になるんですけれども、やゆされる状況の、やゆが漢字になっておりますが、こちらを平仮名とさせていただきます。また、具体的に、記以下のところの1番なんですけれども、1行目後半になります。規定を見直しとありますが、こちら、その続きに、改めて、を行いということになっておりまして、文章上、規定の見直しを行いという表現のほうがよいかと思いますので、そちらのほうを、3か所修正させていただければと思っております。また、今、各委員さんから御意見ありましたものなんですけれども、とりわけ短時間の会計年度任用職員には、法律上、期末手当しか支給できない現状があり、引き続き格差是正に取り組むことが必要ですというような文言になるかと思っております。内容としてはよろしいでしょうか。確認をお願いします。

◆吉野恭介委員長 委員の皆さん、どうですか。特に今の事務局の説明で異論がなければ、これで正式な文書を作って皆様に提案させてもらいたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、15分休憩といたします。再開は30分とします。

午前11時18分 休憩

午前11時36分 再開

◆吉野恭介委員長 はい。ただいまより会議を再開いたします。

今事務局のほうに、お手元に意見書の案ということで、皆様のお手元に届けさせていただきました。この文面を少し見ていただいて、御意見を頂きたいと思います。どうでしょう、委員の皆さん。いいですか。

（「いいと思います」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 いいという声が、よろしいですか、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、修正したもので提案をさせていただきたいと思います。委員会提出議案として提出させていただきます。いいですかね。

これで、総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時38分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長

# 令和4年9月定例会 総務企画委員会

## (議案説明、請願審査)

日 時：令和4年10月3日(月)

決算審査特別委員会終了後

場 所：鳥取市役所7階第1委員会

### 総務部

#### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第138号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】

#### ◎請願【質疑・討論・採決】

#### <請願(新規)>

- ・令和4年請願第3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願